

# 広報 おばま

2007

2



## —空手の寒げいこ—

極真会館高橋道場嶺南地区本部による空手の寒げいこ。時折みぞれが降る悪天候の中、20人が基本や移動、組み手など、1時間にわたってけいこに励みました。寒さで震える子どももいましたが、保護者らの声援を受けて必死にやり遂げました。

(1月14日・白鳥海岸)

## —今月の主な内容—

あなたは人を裁けますか？	.....	P 2
村上市長、平成 19 年の抱負を語る	.....	P 4
情報ボックス	.....	P 8
ご意見箱、法律相談 ほか	.....	P 9
フォトニュース	.....	P 10
くらしの情報	.....	P 12
みんなのページ	.....	P 16

# あなたは人を裁けますか？

平成21年5月までに「裁判員制度」が始まります



## 裁判員制度とは？

国民の中からくじで選ばれた裁判員が、裁判官といっしょに刑事裁判の審理に参加し、有罪・無罪を判断し刑を決めるという新しい制度です。

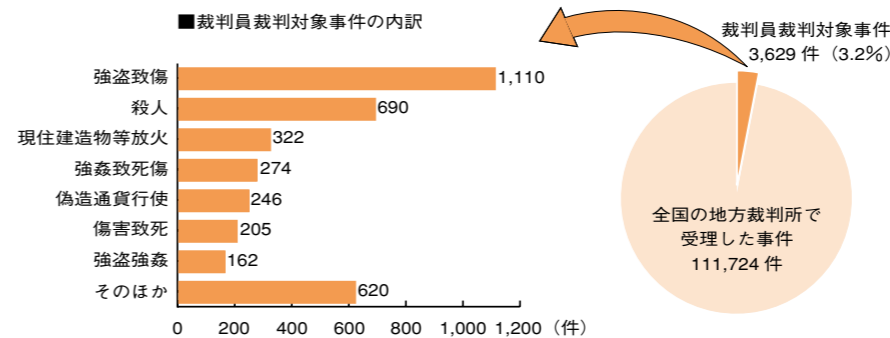
刑事裁判に法律の専門家でない人が参加することで、より迅速でわかりやすいものになるとともに、裁判全体に対する皆さんの理解が深まり、司法がより身近なものになると期待されています。

国民が刑事裁判に直接参加するという制度は、アメリカ(陪審)やフランス(参審)など多くの国で採用されています。

## こんな事件を扱います

地方裁判所で審理する死刑または無期の懲役、禁固にあたる罪にかかる事件を扱います。例えば、

- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせたか死亡させたりした場合(強盗致死傷罪)
- ③人にけがをさせ、死亡させた場合(傷害致死罪)
- ④人の住む家に放火した場合(現住建造物等放火罪)
- ⑤身代金を取る目的で人を誘拐した場合(身代金目的誘拐罪)



平成十七年中に全国の地方裁判所で受理した事件は一一一、七二四件で、そのうち裁判員裁判の対象となる事件は三、六二九件でした(左のグラフを参照)。

## 裁判員の選任手続き

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中からくじで選ばれるため、誰もが選任される可能性があります。裁判員選任の流れは次のとおりです。

### ①有権者(選挙人名簿)

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所に裁判員候補者名簿を作ります。一つの事件で五〇〜一〇〇人を予定

他人ごとではありません。あなたも選任されるかも！

### ②裁判員候補者名簿作成

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中からくじで抽選でその事件の裁判員候補者を選びます

### ③裁判員候補者の決定

選ばれた人には、裁判所に来ていただく日程などをお知らせします

### ④選任手続き

裁判長から事件との利害関係の有無、辞退希望の有無・理由などについて質問があります

### ⑤6人の裁判員を選任



## どんな仕事を

### ①公判に出席する(公開)

裁判官といっしょに刑事事件の審理(公判)に出席します。公判では、証拠として提出された書類の取り調べ、証人や被告人に対する質問などが行われます。

### ②評議、判決をする(非公開)

証拠に基づき、被告人が有罪か無罪か、有罪ならどんな刑にするか、裁判官といっしょに議論し(評議)決定します(判決)。

議論を尽くしても全員一致の結論が得られないときは、判決は多数決により行われます。裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持ちません。

### ③判決宣告(公開)

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

## 辞退は

### できるの？

広く国民の皆さんに参加していただく制度なので、原則として辞退することはできません。ただし、次のような人は、申し出を認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会議員(会期中に限る)
- ③学生、生徒
- ④過去五年以内に裁判員を務めたことのある人
- ⑤過去一年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥重い病気、同居親族の介護、事業に著しい損害が生じる、葬式など、やむをえない理由のある人

## そのほか

### ●審理日数

事件によって異なりますが、約七割の事件が三日以内だと想定されています

### ●裁判員に選ばれる確率

平成十七年のデータから試算すると、だいたい五千人に一人の割合だと考えられます(年間)

### ●仕事はどうするの？

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められています。また、仕事を休んだことを理由に、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています

### ■問い合わせ

小浜市城内一丁目一ノ二  
小浜簡易裁判所  
☎52・0003

# 市勢の発展のために マニフェストを着実に実行します



平成十九年の念頭にあたり、村上市長が今年の抱負を語りました。  
聞き手はチャンネルOの坂口アナウンサーです。

## ―食のまちづくりの推進―

坂口 あけましておめでとうござ  
います。まずは食のまちづくりにつ  
いてお伺いします。昨年開催され  
た「食育・食文化の祭り」では大成  
功を収められました。この成果を今  
後どのように生かしていきたいとお  
考えですか。

村上 昨年十月に開催した食育・  
食文化の祭りには、県内外から約  
十万人の方にお越しいただきました。  
市民の皆さんのご協力に心から  
感謝しています。これにあわせて全  
国食のまちづくり大会や御食国サ  
ミット、同じく十月に総務省、内閣

府の後援で、地域再生実践塾が県立  
大学小浜キャンパスで開催され、全  
国からまちづくりに興味をもってい  
る方にお集まりいただきました。

また、一昨年にも内閣府の食育に  
関する意見交換会が、全国の自治体  
では唯一小浜市で開催されました。  
とにかく、一昨年から昨年にかけて  
北海道から九州に至るまで、全国か  
らいろんな方がお見えになりご提案  
をいただきました。その中で、皆さ  
んは以下の三点に注目していること  
がわかりました。

- ①キッズ・キッチン  
公的な機関が幼児を対象とした料

すね。そのため、まずは環境美化推  
進員を二百人以上に増やしたいと考  
えています。

②もてなしの心のあるまち  
県外の観光客などから、小浜の人  
は親切であると言っていたことが  
多いようですが、これも大事にし  
ていかなければなりません。

③将来を見据えた観光施設の整備  
例えば、温泉の掘削、小浜城の復  
元、三井家御殿の復元など、将来に  
向けた具体的な準備を進めていき  
たいと思っています。四月二十一日に  
は山川登美子記念館のオープンを予  
定しています。

そのほか、四月には阿納の民宿組  
合が釣堀をオープンする予定であり  
わたしも期待していますし、都会の  
人が自分で野菜を作り収穫するとい  
うニーズもあり、それに応える農業  
体験のシステムづくりも必要だと考  
えています。

昨年の十月には小浜市、おおい町、  
京都府綾部市で観光交流協定を結び  
ました。それぞれの歴史や文化、自  
然など特色を生かした通年型・滞在  
型観光コースを策定しようと思っ  
ています。

\*  
昨年十月に小浜市にお見えになっ  
た韓国慶州市と中国西安市の使節団

理教室を行ったのは、日本で小浜が  
初めてです。

②食のまちづくり条例  
平成十三年に制定したんですが、  
これも日本で初めてですね。国が食  
育基本法を制定したのは平成十七年  
なので、それよりかなり早いです。  
全国の自治体もそれに習うような形  
で条例を制定しています。

③まちづくりの手法  
各地区でいきいきまち・むらづく  
り委員会を作り、「地区民みんなで  
振興計画をたて、できることをやっ  
ていく」というまちづくりの手法は  
全国的に見ると珍しいんですね。全  
国の自治体が小浜のまちづくりに習  
おうということですから、小浜市  
としてはより自信をもち、先進的に  
取り組んでいかなければならないと  
思っています。

長から、先日手紙が届きました。

慶州市の金慶述副市長さんから  
は「小浜の皆さんが、誠意を尽くし  
てわたしたちを温かくもてなしてく  
ださったことに深い感動を受けまし  
た。百三年前、難破した韓国漁民た  
ちを自分の家族のように温かく世話  
をし、無事帰国できるように手助けし  
たという泊区の人々の話を聞き、小  
浜市民は平和を愛し、人情あふれる  
人が住むところだと思いました」と。

西安市の于小文さんという副市長  
級の団長さんからは「食育・食文化  
の祭りを通して、わたしたちは食の  
重要性を再認識させられました。落  
ち着いた美しい小浜市と純朴善良な  
小浜市民に対して、すばらしい深い  
印象を受けました」という言葉をい  
ただきました。市民使節団の受け入  
れは初めてでしたが、好印象をもっ  
てお帰りいただいたと思います。

今年、友好都市になった中国平  
湖市へ使節団を派遣したいと考えて  
いますし、西安市からも昨年引き  
続いて留学生の受け入れを行うと  
ともに、ショートステイによる高校生  
の相互交流も行っていきたいと思っ  
ています。

また、今年、西安市長、慶州市長、  
平湖市長も来市される予定になっ  
ています。

食のまちづくりの成果ですが、ま  
ずは「御食国若狭おばま」のイメー  
ジによる観光客の増加ですね。そし  
て観光消費額や水産加工品の販売実  
績もかなり増えています。農産物に  
ついては、御食国の米や野菜など潜  
在的な需要が増えています。

また、小浜市の小学校児童の学力  
は県内トップでありますが、簡単に  
因果関係は分析できませんが、食育  
もかなり貢献しているのではないかと  
思いますね。

\*  
経済的なまちづくりの効果が今ひ  
とつ見えてこないという評価があり

## ―観光交流人口を二百万人に―

坂口 次に、今のお話のなかにも  
ありましたように、食のまちづくりに  
取り組まれてから観光交流人口が  
増加し、韓国慶州市や中国西安市と  
の国際交流も盛んに行われるよう  
になりましたが、今後の展望について  
お聞かせください。

村上 海、食、文化財のイメージ  
で小浜は「なんとなく行ってみたい  
まち、顔の見えるまち」になりつつ  
あると思います。わたしが市長に就

ますが、食のまちづくりは教育や健  
康づくり、人づくり、食に関わる環  
境の保全など多角的なねらいを持っ  
ているので長い目で見ていただきた  
いですね。だんだんと相乗的にまち  
づくりの効果が現れてくるのだと  
思っています。

食文化館の入館者ですが、おかげ  
さまで約九十万人となり、今年中に  
は百万人を越えそうです。百万人突  
破と開館五年を記念し、来年度中に  
記念誌を作りたいと考えています  
し、国の食育基本法に基づき、先進  
地として誇りの持てる食育推進基本  
計画を策定したいと考えています。

任させていだいた平成十二年は、  
観光交流人口は七十六万人でした  
が、本年度中には百五十万人に達す  
ると思います。来年度以降は目標を  
二百万人とし、観光協会と力を合わ  
せて目標に向かっていきます。その  
ためには次のことが大事です。

- ①魅力あるまちづくり  
魅力のあるまちとは美しいまちで  
す。ごみのないまち、美しい海、景  
観の保持、小浜独特の自然や文化財  
を大切にしていくなことが大事で

## 「世界遺産暫定リスト掲載に向けて」

坂口 小浜市では、世界遺産暫定リスト掲載に向けて準備が進められています。その目的と今後の展望についてお聞かせください。

村上 皆さんご存じのとおり、小浜市は古代から中世にかけて建築された代表的な寺院様式のお寺が数多く残されています。専門家は「全国の中で半分以上が小浜に残されている。しかも小浜の寺社は神仏習合の姿をそのまま残している」とおっしゃっています。

昔は神仏混合、神仏習合があたりまえだったんですが、全国的に見ても現在は遺跡が少し残っているだけなんです。小浜の場合は神仏習合の遺跡だけでなく、伝統が現存している。例えば、神宮寺はお坊さんと神官（宮司）を兼ねている。小浜にはいくつかがあるが全国にはまったくないんですね。

平成十七年四月に世界遺産推進室を作り、文化庁と環境省に世界遺産推薦書を提出しました。今回は「若狭の社寺建造物群と文化的景観」を教伝播と神仏習合の聖地」として、

で、国はまちづくり三法を大幅に改正しました。これに沿って小浜市の中心市街地活性化基本計画の改定作業を行っています。この作業とあわせて、つばき回廊

## 「マニフェストを着実に実行」

坂口 最後に福祉、教育などを含めた「今年にける抱負」をお聞かせください。

村上 昨年から着工している小浜小学校ですが、予定通り来春に完成するようになっていききたい。木のぬくもりのあるやさしい感じの学校になると期待しています。

次にリサイクルプラザですが、深谷区の皆さんの深いご理解をいただき現在建設中ですが、これも来年三月に完成する予定です。屋根付きの施設で水を出さない、大きな地震が起きて大丈夫、そして特に環境に配慮した設計となっています。

公立小浜病院の建設を進めています。この機会に病室を増やし、新たに救命救急センターを造ります。最新式の医療機器を整備し、今秋に完成すると「杉田玄白記念公立小浜病院」と呼称します。

あらためて福井県と共同して文化庁に提出しました。

これはわたしの推測ですが、今も神仏習合の伝統が残されているという、無形文化の面がどう評価されるかがポイントだと思います。小浜の場合、他の遺産と違って特色あるお寺の周りの景観がそのまま残っているところがすばらしいですね。

実現すると、仏教伝播の起点である中国西安市、韓国慶州市、小浜市、奈良市の世界遺産の都市が線で結ばれるという、世界的にも類例をみない都市として認知されるということになります。

わたしがお願いしておきたいことは、ユネスコの精神というのは「世界の平和と文化を大事にしましょう。そのような国際社会を目指していく」ということであり、世界遺産としてふさわしいまちづくりを、皆で目指していかなければならない。文化財を大事にするという市民意識の高揚が大事であるということなんです。

の問題とも関連付けて、当事者の白鬚開発株式会社や小浜商工会議所と十分研究しながら取り組んでいきます。なんとか市街地ににぎわいが戻るといいですね。

若狭霊場ですが、昭和四十五年の完成から三十六年が経過し、たいへん古くなっています。もう少し立派な施設にしたいと考えており、場所、規模、財源を含めて今年中に明らかにしたいと思っています。

子育て支援など、少子化対策が重要な課題となってきました。働きながら子育てをされるお母さん方が多くなってきたので、例えば放課後の児童対策や夜間保育などが大事だと考えています。また、乳幼児医療費の助成をさらに充実、拡充していきます。

教育の面では知育、徳育、体育、バランスのとれた教育が大事であり、市が進めている食育はそのすべてに関わってきます。

昨今問題になっているいじめや自殺の問題などは、言葉の教育では限界があると思っています。昔は、自

## 「雇用、企業誘致、産業の振興」

坂口 次に雇用確保、企業誘致、産業の振興についてはどのようにお考えですか。

村上 前回の選挙で、新規の雇用を五百人増やしたいと公約に掲げ目標にできました。おかげさまで平成十七年・十八年で、企業だけでなく介護も含め三百二十人、約七割を達成しました。

現在は、有効求人倍率一・二九であり、数字で見ると限りは人が足りないことになっています。ただミスマッチがあります。理工系の高卒、大卒がたいへん不足しているといわれており、その対策が必要です。

市内にはいくつも空き事務所があります。そこに企業が入っていただくというところで、全国二千五百社を対象に企業誘致アンケートを実施しました。現在百三十四社から回答があり、すでに兵庫県に本社のあるソフト開発企業などが打診をしてくれています。

また、昨年十月には福井システムズ株式会社が、市内の空き事務所を創業を開始しました。

第一次産業の農業ですが、集落営農とあわせて本年度から品目横断的経営安定対策が始まります。これは農政の大きな転換で、支援の対象となる農業者の育成、担い手の育成が大事であるため、このような担い手に対して支援をしていきたいと考えています。

また、現在の認定農業者は法人を含めて三十五経営体ですが、JAわかさと相談しながらも増やしたいと思っています。

農業のあり方の問題ですが、食のまちづくりで「御食国小浜の米や新鮮な野菜がほしい」という潜在的な需要が高まっているので、農業がどう対応するか研究していくことが大事な問題だと思っています。

一方、消費者は食のまちにふさわしい安全で安心な、より品質のよい品物を求めていくことになるので、食のまちづくりにふさわしい有機的な農業をさらに進めていかなければなりません。

商業の面では、全国どこでも中心市街地が問題になっています。そこ

分の弟や妹を、いつも抱っこやおんぶをしてくわいが育てていました。農家では子どもが米や野菜の栽培、家畜の世話などを手伝わなければなりません。命を育てることに対していやおうなしに関わっていました。今はこのようなことが少なくなっています。

ですから、料理体験、栽培体験、著作体験など自分の手で作る、自分の手で命をはぐくむ、そんな体験をしてもらうことが非常に大切であります。それが食育、体験学習であり、基本であると思います。

一方、子どもの学力をいっそう高めることも必要であり、子ども教室事業を引き続き実施していきます。

どの自治体も財政的に非常に厳しい状況にあります。小浜市も行財政改革、人員の削減、民間委託、指定管理者制度の実施などを進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、今年も市勢が飛躍的に発展するよう、マニフェストを着実に実行していきたいと考えていますので、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

### 「市長訓辞」平成十九年仕事始め式

平成十七年の仕事始め式で「礎を作る年」、同十八年は「胎動の年」と申し上げました。今年、これまでのプロセス、実績、そして皆さんが積み上げてきた努力の成果を土台に「躍動の年」と位置づけたい。

「百里の道を行く者は九十九里をもって半ばとす」ということばがあります。どんな仕事も具体的な目標を持って着実に実行し、絶えず評価をする。そして、最後まで粘り強く気を抜かないよう自分の目標に向かって仕事に取り組んでほしい。

また、約八百年前、南宋の哲学者朱熹の勸学文に「謂う勿れ今日学ばずして来日有り」と。日月逝きたり歳我と延びず。嗚呼老いたるかな是れ誰の愆ぞや」とあります。今を大事にすることが過去を大事にすること、未来の希望をかなえることにつながります。与えられた今の時間を大事にし、市民の幸せのために仕事をしてほしい。

## 新成人の皆さん

### 「国民年金」に加入しましょう

国民年金は、国が責任を持って運営し、やがて訪れる老後の収入を国が約束してくれる公的年金制度です。

日本国内に住所を有する二十歳から六十歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。老後などに年金を受け取る権利があります。



1月7日に行われた成人式

で、第三号被保険者は配偶者の勤務先などを經由します。第一号被保険者となる人は、二十歳になったら忘れずに加入手続きをしてください

#### 【免除申請】

学生など、収入が少ないために国民年金保険料が納付できない場合は、

- 学生納付特例制度
- 若年者納付猶予制度
- 保険料免除・一部納付（免除）制度

をご利用ください。この申請を行わないまま国民年金保険料が未納となつてしまうと、万一のときに障害年金が受け取れないなどの問題が発生する場合があります。

- #### 【被保険者の種類】
- 第一号：自営業者や学生など
  - 第二号：サラリーマンや公務員など（厚生年金や共済年金加入者）
  - 第三号：第二号被保険者に扶養されている配偶者

【加入手続き】  
第一号被保険者は市健康長寿課

#### ■問い合わせ

福井社会保険事務所敦賀事務所  
☎0770・23・9902または健康長寿課 ☎内線167

## 福井県が策定

### 「建築物耐震改修促進計画」

福井県では昨年十二月、建築物耐震改修促進計画を策定しました。左記のホームページに掲載しているほか、小浜土木事務所建築課や市都市計画課でも閲覧することができま

す。  
<http://info.pref.fukui.jp/kenchiku/>

#### 【十年後の耐震化率の目標値を設定】

##### ●住宅

六八・九％（平成十七年度）

九〇％（平成二十七年年度）

#### ●多数の人が利用する一定規模以上の建築物

七五・八％（平成十七年度）

九〇％（平成二十七年年度）

#### 【取り組み方針】

地震発生時にみずからの生命や財産を守るためには、耐震診断や耐震改修の実施など積極的に防災対策に取り組むことが重要です。市と連携し耐震改修などを行いやすい環境を整備します。

#### 【支援策】

●木造住宅耐震診断促進事業  
昭和五十六年五月以前に着工された木造住宅の耐震診断が三千円受付けられます。市都市計画課へ申し込んでください。

#### 【地震に備えて】

地震発生時に支援物資搬送車両の通行を確保するための道路を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進します。

#### 【その他】

●相談窓口  
小浜土木事務所・市都市計画課で、木造住宅の耐震診断や耐震改修などに関する相談に応じています。  
●情報提供  
パンフレット「あなたが守る家族の安全」「住まいの履歴書」を全戸配布しました。

#### ■問い合わせ

県土木部建築住宅課  
☎0776・20・0506  
E-mail:kenjyu@pref.fukui.lg.jp

## ご意見箱

●書の文化祭、JA書道展、友好・姉妹都市作品展などの書道作品について気になることがあります。  
①いつも同じ生徒や同じ塾の生徒が入賞している  
②生徒自身が書いたと思えない書、なぜこんな字が入賞を：誰が審査員をしているのですか。

▼書の文化祭、JA書道展は市教育委員会の主催ではありませんので、小浜市友好・姉妹都市児童生徒作品展について回答します。

この作品展は、友好・姉妹都市である奈良市、埼玉県川越市、韓国慶州市、中国西安市との友好親善の絆を深めることを目的に開催しています。技術などを競うことが目的ではないため、賞を決めることなく出品者全員に感謝状を贈っています。

①については、各学校の判断で出品していただいております。同じ生徒の作品が集まることもあるかと思います。塾に通っているかどうかについては、市は把握していません。

②については、小浜市の作品はすべて出品者本人の自作であると認識しています。学校によっては、教育的な配慮により努力した生徒の作品を出品することも考えられます。また、それらの審査は行っていません。

（教育総務課）

●公立小浜病院前の横断歩道に信号機を設置してください。

▼小浜警察署に確認したところ、「信号機の設置については、要望のあったすべての個所の事故発生件数や交通量などを調査し、要望書を添付して所管の福井県公安委員会へ上申しています。しかし、年度内に設置できる件数に限りがあるため、要望したすべての個所に信号機がすぐに設置されるとは限りません。こうした点をご理解いただき、単年ではなく継続して要望していただきたいと思います」

との回答をいただきました。

（総合防災課）

### 小浜城とゆかりの人物 ④酒井忠勝(二)



酒井忠勝肖像

寛永11(1634)年、川越から小浜へ入部した酒井忠勝は、常に老中・大老といった幕府の要職にあったため幕府を余儀なくされ、領地若狭にいたのは、明暦2年(1656)年に忠直に家督を譲るまでの23年間の間にわずか4度、その期間を合計しても1年に満たないものでありました。最初の入国は、領地を拝領した寛永11年、2度目は小浜城天守を築造した同13(1636)年、3度目は同19(1642)年で全国的な飢饉に対処するためであり、最後の同20(1643)年の入国は、後光明天皇の即位式に幕府の上使として京都に上った折に立ち寄ったものでありました。

忠勝は、京極氏の領地をそのまま引き継ぎ、若狭一国・越前敦賀郡・近江高島郡のうちで、計11万3500石を領しました。その後、寛永13年に在府料として下野佐野で1万石を加増され、領知高は12万3500石となりました。その後大老職として家光・家綱を補佐し、幕府の安定に絶大な力を発揮していきます。

■問い合わせ 世界遺産推進室 ☎内線441

### 「法律相談」こんなときどうする？

【Q】4月以降に離婚すると、妻が夫の厚生年金を半分もらえると聞きましたが本当ですか。

【A】離婚時の年金分割制度については、テレビなどでご存じの方も多いと思いますが、目新しいがゆえに誤解を招いている面もあり注意が必要です。

- ①金額の分割ではない  
年金算定の基礎となる「記録」を分ける制度であり、「支給額」が2等分されるわけではありません。一般に、期待されるほどの金額には至らない場合が多いです。
- ②2等分とは限らない  
最大50%とされていますが、それ以下の割合となる場合もあります。
- ③夫の承諾または裁判所の決定が必要  
離婚したからといって、過去の記録が当然に分割されるわけではありません。夫の承諾または裁判所の決定が必要です。  
本制度の施行後も、離婚後の経済的自立については慎重に考えて行動しなければなりません。

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018



小浜ひまわり基金  
法律事務所弁護士  
大伴 孝一さん